

- 相続人（受遺者）が死亡した場合を想定する遺言

遺 言 書

遺言者東山太郎は、この遺言書により次のとおり遺言する。

1. 財産は全て妻東山春子に相続させる。
2. 遺言者より前に、または遺言者と同時に妻が死亡していた場合は、長男東山一郎に全ての財産を相続させる。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

遺言者 東 山 太 郎^印

※ 作成の要点

- ・ 財産を相続または遺贈する相手が、遺言者の死亡以前に死亡した場合、遺言の該当部分は効力を生じません。このような場合を想定して、次に財産を相続または遺贈する者を決めておきます。